

平成28年（ワ）第210号 国家賠償請求事件

原告 又坂常人 外361名（1次291名+2次70名）

被告 国

準備書面（8）

（被害論その2）

2018（平成30）年6月29日

長野地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 芳嗣

同 安藤 雅樹

同 山岸 重幸

他35名

第1 はじめに

本件において、原告らは新安保法制法の「成立」及び施行によって受けた平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害、安定した立憲民主政に生きる権利の侵害を訴えている。これに対し、被告は、「国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない」、「原告らが人格権の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」などと主張する。しかし、原告らの被害は、けっして、被告のいうような「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などではない。

新安保法制法の制定は、多くの市民・国民の権利・利益を侵害し、具体的に大

きな被害を与えた。多くの市民・国民が、現行憲法のもとで少なくとも戦争とは無縁に平和に生きることを保障されてきた日常は、新安保法制により一挙に覆された。そのことにより、原告らは、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害、安定した立憲民主政に生きる権利の侵害を受け、現実に苦痛にさらされ、それまでとは異なる人生を送らざるを得ないことになった。原告らの受けた被害は、これらの被侵害利益のそれぞれの一つのみではなく、複合的な被害である。平和的生存権の侵害は、人格権の侵害を必然的に伴っている。しかも、その侵害は、原告らの憲法改正・決定権の侵害によってもたらされている。原告らには様々な人が含まれている。年代も経験もさまざまである。そのさまざまな人々が深刻な危険にさらされ、苦痛を受けている。原告らが、その置かれた立場や経験に応じて、法的に保障されてきた権利や利益を侵害されたことについて、準備書面（3）において主張したところであるが、さらに被侵害利益に係る深刻な被害実態について述べる。

第2 原告らの被害

1 教員

（1）教員としての信念、生き方の否定

原告のうち、ある者は現在あるいは以前に教員として人生を歩んでいる者である。そのような原告は、戦争放棄を謳った日本国憲法のもと、平和を守り、戦争に行かない学生を育てることを願って教育を行ってきた。

しかし、新安保法制の制定により、戦争に巻き込まれることが現実的となり、自らが教えた学生が人を殺し・殺されるということがあり得るということになり、これまでの自身の信念を揺さぶられるとともに、生徒たちの行く末に不安を感じ、苦痛を受けている。

（2）被害の実情

ア 原告番号3（甲C9号証）

原告番号3の男性は、戦後生まれであり、父親から戦争の話聞くなどして、世の中の戦争しようとする雰囲気流されたことについて憤りを感じるなどした。その後、中学の教員となり、落ち着いて学習ができる「平和」が続くこと、生徒が戦争に行かなければいけない状況を作り出さないこと、平和を守り戦争に行かない生徒を育てることを願って教育を行ってきた。

今回の新安保法制制定により、平和を守らなければならないと教えた生徒達への重い責任も感じ、これまでの生き方をひっくり返されるような苦痛を感じている。

イ 原告番号65（甲C10号証）

原告番号65の男性は、昭和26年（1951年）に生まれ、傷痕軍人の姿を目にするなど、戦争の名残の空気を感じながら生活してきた。同原告は信州大学に勤務し、教養科目として海外ボランティア活動について授業を担当している。同原告は長野県JICA派遣専門家連絡会の会長を務めており、授業の中で、青年海外協力隊のOB・OGを講師として招き、その活動体験を話してもらっている。これにより海外のボランティア活動について理解を深めてもらい、学生の参加も期待するものであったが、今回の新安保法制の制定により、日本人がテロの標的となるリスクが高まり、安易に海外のボランティア活動を勧めることをしがたい情勢となってきたと感じている。紛争を武力で解決することは、無辜の市民に犠牲者を出し、そのことがいつまでも続く恨みとなって、紛争を拡大させていく。このような恐怖心に駆られ、毎日を脅えながら暮らすこと、また中東からの外国人に対して常に疑いの目で見られるようになったり、平和を脅かされることについて精神的な苦痛を感じている。

ウ 原告番号131（甲C11号証）

原告番号131の女性は、教員を定年近くまで務めた。若者たちの未来に幸多かれと祈ってきた者としては、困難なことがあっても、ささやかな

幸せを求めて前に進んでいけるような世の中であってほしいと願っているが、最近の動きを見ると、戦前に似てきていると、不安を感じている。今声を上げないと次代を担う若者たちに関わってきた者として申し訳ないと考え、たとえごまめの歯ぎしりでも聞いてもらいたいという気持ちでいる。

2 海外生活の経験者

(1) 原告の中には、海外生活の経験を有することから、本件新安保法制の制定が海外で働く日本人に悪影響を及ぼすことを心配し、また信念を否定されたと感じている者がいる。

(2) 被害の実情

ア 原告番号90（甲C12号証）

原告番号90の男性は、平成5年（1993年）7月から2年間青年海外協力隊に応募してザンビア共和国で数学教師として赴任した。新安保法制が制定されたことにより、アメリカと一緒に日本が戦闘行為を行えば、アメリカと同一視され、治安のよくない途上国で働く日本人に被害が及ぶ危険性が高くなり、また日本もテロリストの標的になる危険性が高くなると考えている。同原告は、再び発展途上国で社会的弱者を支援する仕事をするを願い、そのための知識や技術を習得しているが、テロの危険性に鑑みて躊躇を覚えている。平和が何よりも大切であることを信念としており、新安保法制は信条や人格権を否定する法律であるととらえている。

3 子どもや孫を持つ原告

(1) 若者が殺し・殺される兵士となることの現実性

ア 子を持つ親は、新安保法制法の成立により、日本が戦争する国になり、若者が兵士とされる具体的な危険を感じ、子どもの平穏で人間らしい最低限の幸福な生活を願う者として、居たたまれない不安・焦燥・苦悩にさい

なまれている。

新安保法制法が成立し、施行されて発動されることで、自衛隊員は任務の中で命を落とすことは必至である。多くの自衛官は災害救助や国の防衛を目的に志願していたのであるから、自ずと自衛官の志願者が減少し、その補給が必要となる。先の国会で「徴兵制は憲法 18 条があるからとることができない」という安倍首相の国会答弁があったが、憲法 9 条でさえ解釈改憲で変更する現政権の下では、「18 条の下での徴兵制も可能」という憲法解釈は容易である。また徴兵制を敷かずとも若者が経済的苦境から自ずと自衛官を選択せざるを得ない、いわゆる経済的徴兵は、アメリカでも現実に行っている事象である。今の日本の非正規雇用の増大による生活不安定層の拡大という社会情勢に鑑みると、子の将来を案ずる子を持つ親の悲痛な思いは杞憂であるとは決していえず、現実性を帯びてくる。

イ 子どもや孫の将来を案ずることは、人間の本性である。21 世紀に入りクローズアップされてきた被害者問題において、とりわけ子を失う親たちの慟哭がいかばかりか、またそのときから「時間が止まる」といわれることは多くの書物にも著されている。子や孫が人を殺し・殺される状況に置かれることは人間としての根源的な幸を奪われる。「まだ殺されていないだろ」という話ではなく、まさに死に至ることを止めることが可能な状態であるにもかかわらず、自らそれをコントロールできず、死に至る危険の因果の流れに乗せて止められない焦燥感は塗炭の苦しみで、これ以上の人間の核心部分の侵害はない。それは人格権を侵害しているといわざるをえない。さらに言えば、また、平和な中で暮らせる権利、平和的生存権も侵害された状況にある。

(2) 被害の実情

ア 原告番号 25 (甲 C 13 号証)

原告番号 25 の男性は、昭和 25 年 (1950 年) 生まれであり、これ

まで2人の子どもに恵まれ、孫も生まれたばかりである。穏やかな中で人生を終えることができるものと思っていたところ、安保法制法が成立し、着々と進む戦時国家体制づくりに戦慄を覚えている。現在の状況は、太平洋戦争の体験者が言うように「戦争はある日突然始まったわけではない、次第しだいに息苦しい世の中になってゆき、ゆきつくところまで行ってしまったのだ」という状況ではないかと考えている。近い将来世の中が戦時一色に染まり、愛してやまない孫が、自分はいつ戦争に行かされるかと脅えながら生活していかなければならないなどということは耐えられないと、心労と不安の日々を送っている。

イ 原告番号49（甲C14号証）

原告番号49の男性は、自らが生まれ育った地域（長野市大豆島）に空襲があり、地域で子ども3人が殺され5人の人が負傷した、長野市全体では47人が殺されたとの冊子を読み、戦争を身近に感じている。これまで憲法9条に守られて、戦争を実感することなく過ごしてきたが、オスプレイの飛行を目の当たりにして、その姿や爆音などから、不安が一気に高まった。小学生になる孫から「じじ、日本は戦争しないよね」と本当に心配顔で尋ねられ、「戦争は絶対してはいけないよね。させないよ」と答えたが、現在の普通に戦争ができる国づくりがされている状況に不安を覚え、見過ごすことはできないと考えている。

ウ 原告番号2-60（甲C15号証）

原告番号2-60の女性は、父が学徒動員で働いていた神戸の造船所で空襲に遭い、近くにいた友人を亡くしている。また、伯父（父の次兄）は戦死したが、いつどこで亡くなったかもわからない状態であった。戦争で傷ついた兵隊さんが白い着物を着て立っていた、家も粗末で食べ物も少なく、衛生も悪かったことを記憶している。このようなことを孫に体験させたくないという気持ちを強く有している。

エ 原告番号 2-69 (甲 C 16 号証)

原告番号 2-69 の男性は、ベトナム戦争の激戦地を訪問し、その戦争の深い傷跡が心に焼き付き、「日本が憲法 9 条を踏みにじって海外派兵することなど絶対にあってはならない」という気持ちを強く持つようになった。新安保法制の制定により、集団的自衛権行使に自衛隊がさらに深く組み込まれることになると考えている。これにより同原告が愛する 5 人の孫たちが第二次大戦の愚を繰り返す政治の犠牲となることを深く心配している。

4 戦争体験を持つ親に育てられた原告

(1) 戦争体験を持つ親の影響

原告の中には、戦後生まれであるが、戦争体験を持つ親から様々な体験を伝え聞き、また信念を教えられるなどして、戦争になることについて否定的に考え、また戦争に恐れを抱いている者がいる。かかる原告にとって、新安保法制の制定は、親から教えられた否定されるべき戦争につながるものであって、著しい苦痛を抱いている。

(2) 被害の実情

ア 原告番号 100 (甲 C 17 号証)

原告番号 100 の男性は、昭和 26 年 (1951 年) 生まれであって、その父は戦地に赴き、従軍中に肺結核になり、また軍隊で殴られて鼓膜が破れたため左耳はほとんど聴力がなく、53 歳という若さで亡くなった。また母は、東京大空襲の経験者であり、目の前でたくさんの方が死ぬのを見てきたと言い、飛行機の音がすると怖いと耳をふさぐなど戦争体験を引きずって生活しているのを見てきた。同原告は、このような父や母など周りの大人から戦争で苦しんだことを聞かされて育ち、戦争の傷跡の残る中で成長してきた。これまで憲法のおかげで戦死者を出さずに済んできたが、

新安保法制によって集団的自衛権の行使を可能とし、これにより憲法違反の武力行使が行われる可能性が生じた。こうした憲法違反の行為によって、日本人がテロの標的になる可能性が大きくなり、4人の子ども、そして将来生まれて来るであろう孫たちのことを考え、不安でたまらない気持ちでいる。

イ 原告番号2-47（甲C18号証）

原告番号2-47の原告は、昭和23年（1948年）生まれの男性であって、戦争体験を持つ父母に育てられた。父は日中戦争に従軍し、二度目の応召時に敗戦を迎えた。母は職業軍人の家庭に育ち、満蒙開拓団の支援員として大陸に渡った。父は毎晩うなるように苦しんでいたことを記憶していたが、戦時中のPTSDに苦しんでいたものと思う。同原告は、父から戦争に関する本を渡されそれを読んで衝撃を受け、戦争による人権剥奪という人道問題に関心を寄せてきた。社会教育の仕事に関わってきたが、その活動の源となってきたのは、日本国憲法の底流にある人権・平和と前文、9条の理念である。新安保法制は、むしろ新たな日本への敵を作り、憎しみを生み出す道を選んでしまった、日本国民の命が危険にさらされる状態をつくってしまったものと考え、平和主義を基調とする憲法と逸脱してしまった国（政治）の有り様が、日々同原告を苦しみ、不安な思いにさせている。

ウ 原告番号2-57（甲C19号証）

原告番号2-57の原告は、昭和22年（1947年）生まれの男性である。母の弟は戦死し、父母も戦争のことはあまり語らなかったが、戦争はしてはいけないということは常に話していた。父は死の間際に認知症のような症状を示したが、その際に「ここは北京だ、北京だ」と話した。戦後50年経っても、戦争のつらい過去の記憶を消すことができないのだなと感じ、戦争が非人道的な行為や、殺す殺されるといった過酷な環境下で

人の心に傷を与えることを感じている。集団的自衛権は、日本への侵略を行う国に対する個別的自衛権の行使と異なり、他国間で始まった戦争に参加する権利であり、いったん参戦したら、日本は敵国とみなされ攻撃の対象になる、それは一般人も攻撃の対象となることを意味し、戦争の犠牲は計り知れない、と考え、不安を感じている。

5 労働組合員の経験を有する原告

(1) 原告の中には、労働組合員として活動してきた者がおり、その経験から平和を希求し、戦争につながる新安保法制の制定によって信念を揺るがされるなどして精神的損害を受けている者がいる。

(2) 被害の実情

ア 原告番号123（甲C20号証）

原告番号123の男性は、昭和40年（1965年）に国鉄に入社して、国鉄労働組合に加入し、組合は、反戦・平和・民主主義擁護などの闘いを全国民的運動として、その先頭に立って闘ってきた。これに対し大勢の組合役員が解雇や停職、減給などの処分を受けたが、そんな状況下でも労働者の権利擁護や戦争反対、職場の民主化などの要求を高々と掲げ人生をかけ闘う労働組合の役員の生き様に感銘を受けた。そのこともあり、これまで地域で憲法を守る活動を行い、勉強会を開催するなどしている。平和憲法を大事にし、戦争のない世の中で、みんなが安心して暮らせる状況を創っていくことは、同原告自身が一貫して取り組んできた運動であり、生き様であって人生そのものでもある。今回の憲法を無視した集団的自衛権行使の容認などは同原告の人生や存在そのものを否定されることと同じであると考え、苦痛を感じている。

イ 原告番号223（甲C21号証）

原告番号223の原告は、昭和21年（1946年）生まれの男性であ

って、国鉄に就職し、国鉄労働組合での組合活動を行い、国労つぶしの中、苦しい思いをしてきた。戦争を経験した父母が、戦争の悲惨さや残酷さ、軍隊の暴力性と上位者への絶対服従を経験させたくない、戦争は二度とごめんだと話していたことが記憶に残っており、その教えを子どもや孫たちに伝えていかなければならないと思っている。それを打ち壊した憲法違反の新安保法制は絶対に許せないと考えている。

ウ 原告番号 2-29 (甲 C 2 2 号証)

原告番号 2-29 の原告は、昭和 25 年 (1950 年) 生まれの男性であって、国鉄職員となり、国鉄労働組合で反戦・平和運動にも関わり、平和の大切さを学んだ。母は東京大空襲の被害者で、母の妹と弟には顔に大やけどの痕があった。母にはやけどの痕がなかったと思っていたが、亡くなる時に頭をよく見たら、髪の毛の下全体がやけどの痕であった。そのようなことから平和への強い思いがあり、平和憲法をないがしろにする新安保法制について許すことができないと考えている。

6 新安保法制下での将来に不安を抱く女性

(1) 原告らは、自らの様々な経験から、新安保法制下での近い将来、戦争が起きること等について強い不安を抱いている。この項では、そのような女性の被害の実情と思いを取り上げて主張する。

(2) 被害の実情

ア 原告番号 10 (甲 C 2 3 号証)

原告番号 10 の女性は、昭和 38 年 (1963 年) 生まれであり、父母の父親が戦死するなどの体験をしている。これまで戦後 70 余年の間、平和憲法に守られて平穏な生活を送ってきたが、国民の多くの反対の声があるにもかかわらず耳を貸そうとせずに新安保法制の制定をしていることについて、原告自身や子ども達の将来に大きな不安を感じている。

イ 原告番号５８（甲Ｃ２４号証）

原告番号５８の女性は、昭和２２年（１９４７年）に兵庫県神戸市で生まれた。子どもの頃、日本はもう戦争をしないと聞いて、頭の上に乗っていった重い物がぱーっと一気にとれ、青空が高く広がったように頭と心が軽くなったことを覚えている。子どもを授かったとき、自分の命は長い地球の生命の歴史とつながっているとわかり、その命のつながりを断ち切る戦争はどんな理由があるにせよ認められないと考えてきた。ところが、それを覆し、戦争を放棄した憲法９条を無視して集団的自衛権の行使を容認する新安保法制が制定され、日本が戦争に参加することができることになり、同原告は、これまでにない不安や恐れ、怒りを感じている。

ウ 原告番号８８（甲Ｃ２５号証）

原告番号８８の女性は、昭和２７年（１９５２年）に生まれ、戦争の悲惨さを直接知らずに育ったが、映画や報道、書籍を通じて戦争のことを知れば知るほど、また考えれば考えるほど、戦争は人を殺し、築き上げてきた暮らしを破壊する、あつてはならないものだと考えている。そして、「私」が平和のうちに生きたいのであれば、すべての人が平和のうちに生きることを認めるべきであると考え、人の命を奪うことに協力する新安保法制法が成立してから、毎日、胸をかきむしられるような思いでいっぱいである。

エ 原告番号１１６（甲Ｃ２６号証）

原告番号１１６の女性は、平和を望み、この裁判が世界諸国家の平和共存への祈りを牽引することになるのではないかと考えている。この数年世界が閉じられていく流れを生み出しているように見えるが、「平和憲法」を視点とし、世界を拓いていく筋道を探し出すことが、日本に与えられた役割でないかと考えている。

オ 原告番号１６７（甲Ｃ２７号証）

原告番号１６７の原告は、昭和２８年（１９５３年）生まれの女性であ

る。自身にとって何より大切なのは子どもたち、家族、友人、知人の命であると考え、大切な子どもたち、孫たちが争いに巻き込まれる、武器を持たされるのではないかという不安は耐え難いものであると感じている。

カ 原告番号195（甲C28号証）

原告番号195の原告は、昭和26年（1951年）生まれの女性である。戦争を知らない世代であるが、南京大虐殺や731部隊の人体実験などが行われた地、アウシュビッツの収容所などを訪れ、戦争が引き起こす狂気の実態を目の当たりにして、ここまで人間は残忍になれるのかと恐ろしくなった経験がある。同原告には3人の子どもと5人の孫がおり、すべての子どもたちに戦争のない明るい未来を残したいと考えている。新安保法制法は自分たちの平穏な暮らしを脅かし、不安を募らせるものであって、国による自分たちの精神面に与える暴力行為に他ならないと感じている。

キ 原告番号208（甲C29号証）

原告番号208の原告は、昭和16年（1941年）生まれの女性である。義父から、南方の従軍で「おまえたちは死ねばいいんだ」と言われ続けて前線に押しやられて恐ろしかったと毎晩のように聞いていた。パラオに行き戦争の実態に触れたり、満蒙開拓記念館で戦争の悲惨な現実を知り、国は嘘をつく、国民を守らない、と感じた。孫が厳しい就職活動に苦しみながら、災害の時に住民を助けられる人になりたいと、予備自衛官補の訓練を受けているが、孫が戦争に巻き込まれることなく、災害にだけ役立つ自衛官補であってほしいと切ない思いで見守っている。

ク 原告番号2-53（甲C30号証）

原告番号2-53の原告は、昭和26年（1951年）生まれの女性であって、戦争を引きずっている人が大勢周りの中で生まれ育った。小学生の時に、テレビで中国人か何人かわからないが木に縛り付けられて虐殺されるシーンがあり、それを見た父から「そんなもの見るな」と怒鳴ら

れ、テレビを消すと同時に叩かれたという思い出がある。父は戦時中教官として朝鮮に赴任しており、そのときの体験からの行動と思われるが、強く心に残っている。新安保法制が成立したことにより、わたしたちもいつ戦争に巻き込まれるかわからないと感じ、自分の孫を、その友達を、世界中の子どもたちを絶対に戦争の渦中に入れたくないと考えている。

7 新安保法制下での将来に不安を抱く男性

(1) 原告らは、自らの様々な経験から、新安保法制下での近い将来、戦争が起きること等について強い不安を抱いている。この項では、そのような男性の被害の実情と思いを取り上げて主張する。

(2) 被害の実情

ア 原告番号13 (甲C31号証)

原告番号13の男性は、集団的自衛権を行使できるようにして他国の戦争に荷担し、心ならずも殺人を犯さなければならない人々を作ってはいけないと考えている。日本は戦争をしないと決めた国であると教えられて育ってきたし、子ども達にも強い信念と誇りを持ってそう教えてきた。それが安保法制によって日本は戦争をする国になってしまったことに大きなショックを受け、子孫に対して取り返しの付かないことをしてしまったのではないかと感じている。

イ 原告番号21 (甲C32号証)

原告番号21の男性は、建設会社に勤務する会社員であるが、安保法制の国会論戦及びその前の解釈改憲の閣議決定により、日本の平和国家の歩みが終焉してしまうことを危惧している。先の第二次世界大戦の沖縄戦の例から、戦争になれば国は国民を守ってくれないと考え、戦争につながる本件新安保法制について不安を抱いている。

ウ 原告番号98 (甲C33号証)

原告番号98の男性は、平成29年（2017年）3月初旬のオスプレイの飛行訓練を目撃し、その爆音に何とも言えない不気味さを感じ、まるで戦争状態のようであると感じた。日本は新安保法制法＝戦争法の設立と同時に、具体的にいくつかの反動的「法」の元に戦争のできる国へと進んでいると考え、人が人に対し銃を向けることなどあってはならないと考えている。

エ 原告番号108（甲C34号証）

原告番号108の男性は、戦地（中国からインドシナ）に赴いた父を持つ。その父は、全く戦争のことを話さなかったが、亡くなる少し前から戦争のことを話さないといけないと話し、少しずつ打ち明けた。集団的自衛権行使を可能にする閣議決定がなされるなど、戦争への道を歩むのではないかという思いが国民の間に芽生え始めた時期で、この国の行方に一抹の不安を覚えたためではないかと考えている。そのような父の気持ちを考えると、どんな理由であっても戦争をしてほしくないという思いが募り、新安保法制法の成立が強行採決という形で急いでなされたのか理解、納得できない思いでいる。

オ 原告番号142（甲C35号証）

原告番号142の原告は、昭和24年（1949年）生まれの男性であって、父や叔父たちも海外から帰還するなど戦争の痕跡が残された中生まれ育った。先人たちの教えや不幸にして犠牲になった人々のためにも戦争はしてはならないし、戦争をする国家にしてはならないという気持ちを持っている。今回の新安保法制は、憲法を都合よく解釈したり、民意を無視し民主主義を踏みにじるものであると考え、このような政府に、国民の安全と幸福の追求を任せることはできないと考えている。

カ 原告番号215（甲C36号証）

原告番号215の原告は、昭和28年（1953年）生まれの男性であ

る。父は職業軍人として第二次大戦に関わったが、戦場で何があったか、何をしたのかを話したことはなかった。自分が青年時代に体験したこと、心の底までしみこまされたことを最後までぬぐい去ることができなかったものと感じ、戦争とは戦時中だけでなく、その後の人間の生き方まで大きく左右してしまうものであると感じている。新安保法制は、苦悩や悲しみを一般市民やさらに子孫の生き方、生活に大きな影響を及ぼすものであり、自身もこれまでの生き方や思いを大きく否定するものであると考えている。

キ 原告番号 2-6 (甲 C 37 号証)

原告番号 2-6 の原告は、昭和 25 年 (1950 年) 生まれの男性である。戦後の貧しさを体験し、戦後の暮らしを含めて長くてつらい時代だったと思っている。現在庭師の仕事をしているが、庭を無機質なものに変えてしまう戦争に反対である。戦争による熱狂的雰囲気をもたらす社会の変化 (民主主義の反動) にも不安を感じている。新安保法制で専守防衛の一线がついに破られ、戦争にどんどん近づくことは、私たちの幸福追求権がどんどん侵されていくものであると考え、それは苦痛であり耐え難いと感じている。

ク 原告番号 2-9 (甲 C 38 号証)

原告番号 2-9 の原告は、新安保法制について、日本が侵略され、攻撃されてもいないのに、自衛隊員がアメリカの戦争に動員され、海外に行き、海外で殺されるかもしれない、誰かを殺すかもしれないと想像しただけで言いようのない恐ろしさと不安を覚えている。

ケ 原告番号 2-34 (甲 C 39 号証)

原告番号 2-34 の原告は、昭和 38 年 (1963 年) 生まれの男性である。祖父を戦争で亡くしている。新安保法制の成立は、今まで国民が守られてきた憲法がないがしろにされていると感じ、「戦争する国」になっ

ていってしまうことが気がかりである。集団的自衛権が容認されたことで、アメリカ軍の基地がある日本に対し、他国の攻撃が及んでくることが避けられない、とても危険な状態にあると考え、自身の子どもの未来のためにも、また平和な日本であるためにも、武力によらない平和な社会を守りたいと考えている。

コ 原告番号76（甲C40号証）

原告番号76の男性は、昭和20年（1945年）生まれであって、平和国家日本とともに人生を歩んできたという誇りを持っている。国家の存立危機というあいまいな条件下で同盟国と共同で海外に出て行き戦争をすることを容認する新安保法制が制定されたことは、同原告にとって大きな衝撃であり、日本が再び戦争への道を歩み出そうとしていると感じている。同原告にとって誇りとしてきた平和、そしてその支えとなってきた平和憲法を蔑ろにすることは絶対に許されないと考えている。

以上